

|                          |   |          |
|--------------------------|---|----------|
|                          | 3 「希望の旅」事業補助金において、平成18年5月、過去の受給の際に不参加者分が受給対象となっていた市町村社会福祉協議会が複数あることが明らかになり、障害福祉チーム（当時）が補助金を執行する地方事務所に対して実績報告書に参加者名簿等を添付するなど人員確認を徹底するよう指導したが、同所においては名簿などによる確認を行わずに額の確定をしており改善が見られなかった。 | 下伊那地方事務所 |
| 財産<br>管理<br>事務<br><br>1件 | 校外模試は学校行事としてではなく、同窓会等が事業主体となり実施するものであるため、校舎を使用して実施する場合は、財務規則の規定等に基づき、行政財産の一時使用許可の手続及び管理経費（建物等の管理運営上必要とする光熱水費等）の徴収が必要である。平成18年度に校外模試を19回実施していたが、いずれも許可の手続を取っておらず、経費の徴収もしていなかった。        | 上田東高等学校  |

#### ウ 検討事項

検討事項は次のとおりです。なお、当該事項については、事務を主管する機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

| 分類             | 検討事項  | 所管課所               |
|----------------|---|--------------------|
| 収入事務<br><br>1件 | <p>県機関の建物等に自動販売機を設置することは行政財産の目的外使用に該当するため、設置を許可するときは使用料を徴収することとされている。使用料の算定方法は、設置する場所（土地、建物、工作物）の評価額、面積等に対応したものとなっているが、同一敷地内であっても工作物の下に設置した自動販売機より屋外に設置した自動販売機の方が使用料が高いといった不合理な事例も見受けられる。また、算定方法が煩雑であるので、事務の簡素化、料金設定の明確化等も考慮して、自動販売機1台当たりの使用料を定めるなど、算定方法の見直しを検討すること。</p> <p>また、県に関連する団体等が事務室として行政財産を使用する場合、使用料を減免していることが多いが、受益者負担の適正化の観点から減免の見直しを検討すること。</p>        | 管財課                |
| 契約事務<br><br>3件 | <p>1 受注希望型競争入札について、現行制度では、一旦「不調」となった案件は改めて公告手続が必要とされ、契約や工事の完成が遅れている事例が見られる。このため、再度入札に係る期間の短縮化により工事の早期着工を図るとともに、発注機関及び入札参加機関の事務の省力化が図られるよう検討すること。</p> <p>2 長野県建設工事請負人等選定委員会要領では、「管理その他の委託契約に係るもの」のうち30万円以下については審議を要しないが、建設工事の請負契約、測量等の委託業務に係るものなどについては、審議を要しない金額の設定がないため全てが審議対象となっている。建設工事の請負契約、測量等の委託業務に係るものなどについても、一定の条件を設定しその範囲内での審議を不要とするなど、効率化を図ることを検討すること。</p> | 土木政策課<br><br>土木政策課 |

|            |   |       |
|------------|---|-------|
|            | <p>3 高等学校における建設工事のうち、特に見積額が250万円を超え、随意契約では執行できない工事において、次の2点について検討すること。</p> <p>① 専門技術職員を配置し、集約して業者選定、予定価格の積算、契約事務及び工事監理等を実施すること。</p> <p>② 上記①を前提として、「受注希望型競争入札」等の透明性と競争性のある入札方式を早急に導入すること。</p>   | 高校教育課 |
| 支出事務<br>1件 | <p>支出負担行為の事前審査について、平成15年の財務規則の一部改正により、予算執行の必要性、効率性、経済性等について審査するためとして、対象科目の追加及び既存科目の対象範囲の拡大が行われ、審査の時期が規定された。</p> <p>しかし、審査件数の増加により事業担当者及び出納担当者の事務量が増大したほか、ルールどおり運用されていない事例も見受けられる。また、財務オンラインシステムの導入により予算の確認は容易にできる状況となっていることから、事務の効率化・簡素化も考慮し、事前審査の対象となる支出の種類、金額、内容等の縮小や審査の時期、方法等について抜本的な見直しを検討すること。</p> | 会計課   |

## (2) 企業特別会計

## ア 指導事項

指導事項は次のとおりです。なお、当該事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

| 分類         | 指 导 事 項  | 所管課所            |             |         |     |      |           |             |             |             |       |      |
|------------|--|-----------------|-------------|---------|-----|------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------|------|
| 収入事務<br>3件 | <p>1 医療費等本人負担分の未納者への滞納整理について、戸別訪問の回数を1回から4回に増やすなどして努力しているが、収入未済の縮減にお一層の努力を要する。</p> <p>〔収入未済の状況〕（過年度分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成18年度末</th> <th>平成17年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費等本人負担分</td> <td>38,335,340円</td> <td>41,476,750円</td> <td>△3,141,410円</td> <td>92.4%</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分             | 平成18年度末     | 平成17年度末 | 増 減 | 前年度比 | 医療費等本人負担分 | 38,335,340円 | 41,476,750円 | △3,141,410円 | 92.4% | 須坂病院 |
| 区 分        | 平成18年度末  | 平成17年度末         | 増 減         | 前年度比    |     |      |           |             |             |             |       |      |
| 医療費等本人負担分  | 38,335,340円  | 41,476,750円     | △3,141,410円 | 92.4%   |     |      |           |             |             |             |       |      |
|            | <p>2 平成17年度以前に許可した電柱等の使用料について、4月30日までに徴収しなければならないところ、収入調定は平成18年4月1日に行われていたものの、特段の理由もなく、納期限を6月9日に設定し、相手方への通知は5月22日付けで行っていた。</p>   | 須坂病院            |             |         |     |      |           |             |             |             |       |      |
|            | <p>3 平成17年度以前に許可した電柱の使用料について、4月30日までに徴収しなければならないところ、収入調定を平成18年4月28日に行い、特段の理由もなく、納期限を5月15日に設定していた。</p>  | 松塩水道用<br>水管理事務所 |             |         |     |      |           |             |             |             |       |      |

指摘事項及び検討事項はありませんでした。

## 6 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりです。なお、今回の監査対象機関であっても、今後、関係機関と調整の上、第2回の監査報告において意見を述べることもあります。

### (1) 各部局に共通する意見

| 監査委員の意見   |
|---|
| <b>1 汚職と不正の根絶</b>   |
| <p>昨年12月、松本建設事務所（奈良井川改良事務所）の元職員による河川改修工事に係る収賄・詐欺事件が発覚し、監査委員としてもこれを重大に受け止め、昨年度の定期監査に関する報告(第2回)において、土木部に対し、綱紀肃正を徹底するほか内部統制の強化に努めるよう意見を付しました。</p> <p>しかしながら、本年5月にも、飯田長姫高等学校において、PTA会費など私費会計の金銭を元職員が着服していた事件が発覚し、県職員の会計事務に関する不祥事が続いたことは極めて遺憾です。</p> <p>職員一人ひとりが汚職と不正の根絶について一層意識を高め再発を防止するため、全職員を対象にした倫理研修を定期的に実施するよう求めます。</p> <p>団体等の会計事務に関する職員は、「団体等会計事務の取扱いについて」（昭和59年総務部長通達、昭和59年教育長通達）を再度確認し、内部けん制の確立と責任の明確化、事務処理の適正化、監査・検査体制の確立等について、その徹底を図ってください。特に、この通知の実効を担保するため、高等学校等においては本庁職員による定期の確認などを検討してください。</p> <p>また、現金や通帳の管理に当たっては、入出金記録様式の統一化や盜難防止への対応などを徹底してください。</p> |
| <b>2 収入未済の縮減</b>  |
| <p>平成18年度末現在の収入未済額は、一般会計で65億8,642万余円、特別会計で14億706万余円であり、県税、県営住宅使用料、各種貸付金等において、依然として多額の収入未済が発生しています。徴収に向けて各種の取組みが行われていることを評価しますが、なお一層、収入未済の縮減に向け、滞納者との接触を密にし、交渉経過を記録するなど、適正な債権管理とたゆまぬ徴収努力を求める</p> <p>また、債権管理に当たっては、徴収可能な債権、回収不能に至っている債権を明確に区分し、効率的な徴収を行うとともに、やむを得ず回収不能に至った債権については、不納欠損処分を進めることを検討すべきであると考えます。</p>   |
| <b>3 予算の適正執行</b>  |
| <p>予算の編成に当たっては、政策評価の結果も踏まえ、事業の必要性や達成度、効率性のほか、前年度決算での執行状況など、様々な観点から総合的な検討を行い、選択と集中の観点から事業を厳選し、真に必要な事業に予算が確保されるよう留意してください。</p> <p>また、予算の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう効率的、計画的な執行を進め、不用となった予算の不執行を徹底してください。</p>   |

#### 4 繰越額の縮減

平成18年度の翌年度繰越額は、一般会計で500億9,252万余円であり、前年度の362億2,936万余円と比較すると138億6,316万余円増加しています。繰越額が増加しているのは、7月豪雨による大災害が発生し、その復旧工事等に多大な時間を要する状況となったことなどが主な理由です。

年度当初からの計画的な事業執行や事業の的確な進捗管理、入札システムの効率化などにより、繰越額の縮減に努めてください。

#### 5 県有財産の適正管理

##### (1) 未利用県有地の処分

普通財産における未利用県有地については、平成18年度実績で民間等への売却が42件、16億9,472万余円と、平成17年度の27件、3億4,047万余円より件数、金額とも増加し、順次売却等の処分が進められています。今後もインターネットによる入札なども活用し売却を促進してください。

##### (2) 県有施設の適正な維持管理

実地監査に赴いたところ、県有施設において、老朽化が著しいものあるいは雨漏り等修繕の必要なものが散見されました。財政的に厳しい状況ではありますが、県有施設の維持管理については、データベース化などの方法により計画的に修繕等を行い、長期にわたり有効活用することによりライフサイクルコストの縮減に努めてください。

#### 6 指定管理者制度による施設の管理

指定管理者制度については、平成17年度から西駒郷で、また18年度からは男女共同参画センターなど95施設で導入されました。民間事業者のノウハウや活力を活かすことにより、経費節減やサービス向上などの効果が上がっており評価します。

指定管理者制度については、3年間の指定管理期間で委任しているものが多い状況ですが、例えば信濃美術館における展覧会企画のように数年にわたって準備が必要となる事例もあると考えられます。

今後は、個々の施設の実態を考慮の上、現在行われている指定管理者制度における課題、問題点などについて検証を行い、次期以降の施設管理においては民間事業者の能力を最大限に発揮できるよう柔軟・弾力的な対応に努め、一層のサービス向上・効率的運営を図ってください。

#### 7 隨意契約における公募型見積合わせの活用

契約は、透明性、競争性が確保される一般競争入札が原則とされており、現在、所定の公告手続きにより広く行われているところです。

一方、少額の物品の購入、業務委託や修繕工事などについては、一定の制限の範囲内で随意契約が認められています。

この際、2者以上の者から見積書を徴取することが原則とされているものの、特定の業者に固定化されている事例が多数見受けられます。

このため、現在一部機関において実施されている「公募型見積合わせ」（県が調達を行う物品購入等の案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の者と契約を締結する方法）の活用についても検討してください。

なお、公開の方法については、地方事務所の行政情報コーナーを活用している例があり、適切な方法と考えられますので、参考にしてください。

## 8 補助金・委託業務等の完了検査

指導事項として記載したとおり、委託業務や補助金事務において、完了検査が適正に行われないまま支出が行われていたものがありました。またこのほかにも、書面のみによる完了検査で済ませており、実態を把握できているのか疑問を感じる事例もありました。

完了検査は書面によるだけでなく、例えば、委託訓練を行った場合には、訓練生の出欠簿により訓練日数を確認するなど、必要に応じて現地調査を行い、補助事業や委託業務等が適正に行われたか、できるだけ実態を確認する検査をしてください。

また、実績報告書の中には、事業の実態が反映されていないものや、支出の根拠、裏付けとなる資料を求めていないものがありましたので見直しをしてください。

### (2) 部局ごとの意見

次の事項については、事務を所管する機関に対し、方針を明確にするよう求めました。

| 部局等 | 監査委員の意見  | 所管課所       |
|-----|--|------------|
| 企画局 | <p>1 同和地区福祉資金の回収促進</p> <p>同和地区福祉資金貸付金については、昭和 49 年度から社会福祉法人長野県社会福祉協議会に原資を貸付け、それを元に社会福祉協議会が関係団体を通じて貸付を行っていました。平成 14 年度以降新規貸付は行われていませんが、県から社会福祉協議会へは現在も未償還分に係る貸付が行われています。社会福祉協議会において滞納繰越になっている 4,082 万余円（18 年度末現在）は、いずれは原資を貸付いている県の収入未済・不納欠損となることも懸念されます。県社会福祉協議会とともに関係団体に積極的に働きかけるなど、回収を促進する具体的な対策を講じてください。</p> | 人権・男女共同参画課 |
|     | <p>2 統合型地理情報システムにおける情報の充実</p> <p>統合型地理情報システム（統合型 G I S）は、県が保有する地理情報を一元的に整備・管理し各部署において活用するもので、庁内で情報を共有することによって行政事務の高度化・効率化、県民サービスの向上を図るほか、地域経営を考える一つの手段として有効なシステムであると考えられます。例えば、ハザードマップ、浸水想定区域図、緊急輸送路など、県民に必要な情報の提供ができる分野を追加し、地理情報の一層の充実を図ってください。</p>   | 情報政策課      |

|     |   |                            |
|-----|---|----------------------------|
| 総務部 | <p>1 県職員の退職手当の妥当性の検証</p> <p>地方公務員の給与は、地方公務員法第 24 条の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされています。</p> <p>毎月支給される給料や諸手当については、毎年、人事委員会によって民間給与調査が行われ、県内民間企業の給料との比較に基づき、給料水準は公民が均衡するよう見直されています。</p> <p>一方、地方公務員の退職手当については、国が概ね 5 年ごとに行う国家公務員の退職手当制度の見直しに準じ、総務省の助言に沿って制度改正が行われてきています。国の制度見直しは、民間企業の退職金実態調査の結果を踏まえて行われ、国レベルでは公民の均衡が考慮されているとはいえる、給与のような各県ごとの実態調査は行われていないため、地域性は反映されていません。</p> <p>給料水準について、地域における民間給与水準への準拠を徹底するよう要請されている以上、退職手当についても、地域ごとの水準を考慮すべきであると考えます。</p> <p>本県の退職手当の支給水準は平成 14 年度から 18 年度までに約 12% 引き下げられていますが、今後退職者の増加に伴い、平成 33 年度には 250 億円を超える退職手当が必要になると思われます。現実に支給されている退職手当が妥当なものか、県独自に調査を行い、退職手当の妥当な水準というものを研究すべきであると考えます。</p> | <p>人事課</p> <p>人事委員会事務局</p> |
|     | <p>2 技能労務職員の給与の見直し</p> <p>総務省は、運転や給食等の業務に携わるいわゆる技能労務職員の給与について調査した結果、民間の類似職種に比べ高すぎるとして、「住民の理解と納得が得られるものとなるよう、総合的な点検を実施し、適切に対処すること。」、「技能労務職員給与について総合的な点検を行い、その現状と見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取り組み内容などを住民にわかり易く明示した取り組み方針を、07 年度中をめどに策定・公表すること。」を求め、本年 7 月各県知事に通知しています。</p> <p>人件費コストの削減が大きな課題である現在、公務員給与については地域の中で妥当な水準かどうかはもっとも考慮されなければならない要素であると考えます。本県では諸手当の見直しなどの取組みを行っていますが、より一層の対応を求めます。</p>   | <p>人事課ほか<br/>各任命権者</p>     |

|  |  |     |
|--|--|-----|
|  | <p><b>3 旅費条例の運用解釈</b></p> <p>一般職の職員の旅費に関する条例第7条では「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とされています。</p> <p>旅費関係質疑応答では「単身赴任者が旅行前後の休日などに往路または帰路の途中で自宅等に立ち寄る場合は、旅行命令票どおりの交通費を支給します。」（旅費関係質疑応答 28）と生活実態に応じた解釈運用が示されている一方で、同じ質疑応答の中で、「旅行の前後が休日（閉庁日）で、鉄道賃のように通常証明する書類の提出を要しない旅行手段の場合は、旅行が旅行命令票どおり行われたものとして取り扱うことになります。」とあります。</p> <p>一方では旅行命令票記載以外の経路・方法での旅行を認め、他方では、旅行命令票通りの経路・方法を要求しているように見受けられ分かりにくい部分があります。</p> <p>旅行命令の「経路・方法」について、質疑応答を整理するなど職員に分かりやすい運用解釈を求めます。</p> | 人事課 |
|  | <p><b>4 生産品管理事務の見直し</b></p> <p>生産品の受入（払出、処分）事務において、受入（払出、処分）票は、原則1品1葉とし、農林水産物の場合は収穫時に起票をし、あわせて物品出納表を整理することとされています。また、売払い、廃棄、試食等、処分方法別にその数量を記載することとされています。</p> <p>生産品は県の財産（物品）であり、適正に管理する必要がありますが、腐敗しやすい生産品について、簡便な取扱いができるか検討してください。</p>  | 管財課 |
|  | <p><b>5 放送会社の株式の売却</b></p> <p>放送会社の株式については、放送事業の育成・発展という取得目的が達成されたことや報道機関でもある放送会社の中立性を確保するため、平成15年から順次売却が進められていましたが、いまだに2社の株式が売却されていません。</p> <p>県が保有する放送会社の株式は上場されておらず取引きに制限があることや、放送会社の経営状況などから、売却には困難を伴いますが、収入確保の観点からも適正な価格での取引きを求める、粘り強く交渉を継続してください。</p>  | 管財課 |

|  |   |       |
|--|---|-------|
|  | <p>6 県税徴収業務の民間委託、不納欠損処分</p> <p>県税の徴収率向上に向け、市町村との連携、集中滞納整理期間の設定などさまざまな取組みが行われているところですが、徴収業務にノウハウを持つ民間事業者を活用した「コールセンター方式」の採用など一部業務の民間への委託についても検討してください。</p> <p>個人県民税を除く滞納繰越分に係る不納欠損処分の割合（平成17年度8.6%）が全国（同13.6%）に比べて低い状況であり、不納欠損処分に慎重過ぎたのではないかと推測されます。特に職員が滞納整理に最も労力を要しているのが自動車税だと考えられますが、徴収できるものとできないものを見極め、できないものは積極的に不納欠損処分とする方向で滞納整理することを検討してください。</p> | 税務課   |
|  | <p>7 市町村への県職員の研修派遣制度のあり方</p> <p>市町村への県職員の研修派遣制度は、県と市町村が交流を通じて職員の資質向上を図り、本県自治の振興に寄与するために実施されてきました。今後は、これまで積み重ねた実績を踏まえつつ、県、市町村ともに厳しい財政状況の中で、良好な関係を保持していくために、相互の役割を充分認識したうえでの派遣を行うことが望まれます。地域振興と住民福祉の一層の向上を目指した職員派遣となるよう努めてください。</p>   | 市町村課  |
|  | <p>8 南佐久ふるさと応援ステーションのあり方</p> <p>南佐久ふるさと応援ステーションは、3人の職員（内行政嘱託員2人）により、パスポートの発行、県税収納、納税証明書の発行、消費生活相談等の業務を行っており、平成17年11月1日の開所から本年7月31日までの1日当たりの平均利用者等は5.8人でした。業務量や松本地方事務所安曇野連絡所、長野地方事務所埴科連絡所・上高井連絡所の廃止の経過を考慮し、そのあり方を見直してください。</p>   | 行政改革課 |
|  | <p>9 人事評価制度における評定結果の取扱い</p> <p>職務遂行力評価及び業績評価の導入を柱とする新たな人事評価制度の本格実施に向け、本年度第二次試行が実施されました。職員の職務遂行力を評価するほか、職員が業務目標を設定しその達成度を評価する仕組みは評価できるものですが、評定結果の本人への開示の取扱い、給与への反映程度については、試行の結果を踏まえ適切に判断してください。</p>  |       |

|     |   |           |
|-----|---|-----------|
|     | 10 施設管理業務の集中化<br><br>自家用電気工作物保安管理業務、消防設備保守点検業務、庁舎清掃業務などの施設管理業務委託については、現在、各機関で個別に契約を行っていますが、各地区単位程度に集約して契約・業務監理・検査等を実施した方が合理的であると思料される事例も見受けられます。契約事務の効率性及び的確性、検査・監督の実効性を確保するため、現地機関の見直しに合わせて、これらの契約事務や営繕事務の集中化などについても検討してください。  |           |
| 社会部 | 1 福祉人材の確保<br><br>福祉施設におけるサービスの担い手不足について、県が実施した「福祉人材確保等に関する実態調査」によると、86.9%の介護保険サービス事業所で人材確保が困難と回答しております。<br><br>過去2度の介護報酬引き下げで事業者は厳しい経営を強いられ、職員の給与水準も他の産業と比較して低いことから、今後の良好な福祉サービスを確保するため、引き続き、介護報酬の見直し等を国へ働きかけるとともに、国が平成19年8月に改定した「人材確保指針」に基づき、必要な施策を実施するよう求めます。   | 福祉政策<br>課 |
|     | 2 長野県地域ケア体制整備構想における長期的な地域ケア<br><br>療養病床の再編成を踏まえ、高齢者が地域で安心して暮らせる体制を構築するため、「長野県地域ケア体制整備構想」を策定することとしています。<br><br>策定に当たっては、医師会や衛生部など関係各部の協力を得ながら、福祉、医療資源を組み合わせ、当面の課題である療養病床の再編成方針への対応を含め、より長期的な地域ケアのあり方を検討・研究してください。<br><br>また、県内でも特に過疎化、高齢化が進んでいる下伊那地域では、地方事務所、保健所、阿南病院が、高齢者が「身近な地域で」あるいは「自宅」でサービスが受けられるような取り組みを始めています。高齢者が「住み慣れた地域で生活できるよう」市町村、県機関が一体となって知恵を出し合い、サービスの充実に努めるなど、全国の地域ケアのモデルとなる取組みを期待します。 | 長寿福祉<br>課 |
|     | 3 介護保険財政安定化基金の基金規模<br><br>介護保険財政安定のため平成12年度に設置された介護保険財政安定化基金については、第3期計画期間初年度の平成18年度末の基金残高が41億2,677万余円と多額となっています。今後の市町村要望額の見込みや介護保険制度の動向を見極めて第4期計画期間の拠出率を検討し、基金が適切な規模となるよう運用してください。  |           |

|     |  |                      |
|-----|--|----------------------|
|     | <p>4 児童養護施設の改善</p> <p>児童養護施設について、国の児童福祉施設最低基準では、児童の居室は1室15人以下の定員とされています。現在、県内では15施設に633人の児童が虐待や育児放棄などによって保護されていますが、施設の居室環境は徐々に改善されつつあるものの、中には中学生や高校生であっても4人相部屋の施設もあります。</p> <p>次代を担う子どもたちが逆境に負けず健やかに育つことができるよう、居室環境の改善のための児童福祉施設最低基準の見直しを国に働きかけるとともに、県独自の助成について検討を求める。</p> | こども・家庭福祉課            |
|     | <p>5 非正規雇用者の雇用拡大対策の充実</p> <p>近年、就業形態が多様化する中で、非正規雇用者の増加と正規雇用者との所得格差の拡大が懸念されています。本年度から3年ごとに実施する予定の「労働条件等実態調査」や「労働環境実態調査」において、県内事業所の雇用環境の実態を把握するとともに、正規社員の雇用拡大に向けた啓発や「ジョブカフェ信州」などを活用した取組みの充実を求める。</p>   | 労働福祉課<br>商工部雇用・人材育成課 |
| 衛生部 | <p>1 医師・看護師の確保及び助産師の活用支援</p> <p>県内においては、病院診療科の休止、廃止等が相次ぎ、へき地医療機関のみならず中核病院においても医師、看護師の不足が顕著となっています。勤務医等の待遇改善のための診療報酬の改定や女性医師を含めた勤務医等の職場環境の改善などについて、引き続き、国への提案、要望を行つてください。とりわけ医師不足が深刻な産科については、院内助産所や助産師外来の開設への助成など、助産師の活用、支援策の検討を求める。</p>                                    | 医療政策課                |
|     | <p>2 病院事業会計未収金の回収促進</p> <p>病院事業における未収金については、平成18年度末の過年度未収金が8,096万余円となっています。滞納整理の実施や適切な債権管理などによる回収努力によって、収入未済額は前年度に比べて944万余円減少しました。病院経営の健全化や負担の公平性の面からも、引き続き、未収金の回収に一層の努力をしてください。</p>   | 県立病院課                |
|     | <p>3 環境衛生監視体制の充実</p> <p>旅館業や理美容業、公衆浴場等に対する監視指導を行う環境衛生監視員が減少しており、所によって監視実施率も差があります。県民の健康被害を未然に防止し、生活衛生関係施設の衛生水準を維持向上させるため、監視員の応援体制の強化等により、十分な監視指導が行える体制づくりを検討してください。</p>  | 食品・生活衛生課             |

|       |  |          |
|-------|--|----------|
|       | 4 菅平薬草栽培試験地の有効活用<br><br>菅平薬草栽培試験地については、従来から、生薬の栽培試験地として地元ボランティアや薬業団体の協力の下に維持管理がされてきました。今後は、薬草の栽培研究地として寄付採納された経緯を踏まえ、施設のビジョンを明確にするとともに、県民に親しまれ、有効に活用されるよう検討してください。  | 薬事管理課    |
| 生活環境部 | 1 流域下水道への公営企業会計の導入<br><br>流域下水道事業については、その事業規模から県の財政に与える影響は大変大きなものがあります。また、施設管理や運営全般を担う県と、受益者の料金を決定、徴収する市町村とに管理が異なっており、経費負担等の構造が見えにくい制度的特徴を持っています。<br><br>今後、県と市町村の連携を一層緊密にし、効率的で健全な事業経営に努めるとともに、経営状況や財政状況等を明確に公表できるよう公営企業会計の導入について検討を求める。                          | 生活排水対策課  |
|       | 2 行政代執行経費の納入促進<br><br>産業廃棄物の不法投棄については、生活環境保全上の支障の除去を命じられた処分者等が措置を講じない場合に、知事が自ら除去等の措置を講ずることができるとされております。過去、大規模な産業廃棄物の不法投棄に県が行政代執行を行った2件について、その経費2億8,898万余円を求償したものの、いまだにほとんどが納入されておりません。不法投棄については、「捨て得を許さない」強い姿勢で臨むことはもとより、代執行を行ったものについても同様に、全額返済を関係機関と協調しながら求めてください | 廃棄物監視指導課 |
|       | 3 産業廃棄物処理における適正な契約事務<br><br>現地機関の産業廃棄物処理業務委託において、収集運搬と処分のそれぞれの許可業者と別々に契約を締結していたものの、処分費は収集運搬業者を介して処分業者へ支払う内容となっている事例が見られました。不法投棄防止のためにも、料金は収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うことが望ましいため、現地機関における産業廃棄物処理の契約、支払事務について周知徹底してください。   |          |
|       | 4 文化振興基本方針の策定<br><br>文化芸術振興については、平成13年に施行された文化芸術振興基本法において、地方公共団体は文化振興施策を策定、実施する責務があるとされており、また、県民の文化芸術への関心の高まりや地域文化の伝承の要望が高まる中で、施策の基本方針が必要と考えられますので、県民の幅広い意見を取り入れながら文化芸術の振興を図るための指針を策定するよう求めます。   | 生活文化課    |

|   |   |             |
|---|---|-------------|
| 商工部   | 1 企業誘致の推進   |             |
|   | <p>企業誘致は、ものづくり産業を中心とする産業の活性化や雇用の場の創出のため、県を中心に積極的に取り組む必要があります。平成19年4月には、県外企業誘致の拠点として名古屋・大阪事務所が設置されましたが、誘致にあたっての企業優遇制度の一層の拡充を図るとともに、県外の事務所を中核として、あらゆるネットワークを駆使、活用して誘致活動を展開してください。</p>                 |             |
|   | 2 中小企業設備近代化資金貸付金、高度化資金貸付金不良債権の債権放棄  | ビジネス<br>誘発課 |
|   | <p>中小企業設備近代化資金貸付金8,392万余円、高度化資金貸付金10億1,468万余円の収入未済について、不良債権処理の促進を図るため共同融資先の中小企業基盤整備機構も調査・アドバイザー制度を設けました。県としても債権管理を徹底するとともに、回収の見込みのない債権については、償還免除の了承が得られるよう同機構と協議し、議会の承認を得て債権放棄するなど、早急に処理してください。</p> |             |
| 3 県営産業団地未分譲と土地開発公社支援  |   |             |
| <p>県営産業団地については、昨年16万9千m<sup>2</sup>の分譲ができ評価していますが、依然として多くの未分譲地を抱えており、今後とも一層企業誘致、分譲に努めてください。また、土地開発公社については、分譲するたびに売却損が出ている状況から、実質的な債務超過が更に大きくなることが予想されますので、その債務超過の解消策を早急に検討してください。</p> |   |             |
| 4 技術専門校の運営及び訓練内容・方法   |   | 雇用・人材育成課    |
| <p>技術専門校の訓練科において、定員に満たない多数のコースが認められました。景気動向や就業構造の変化など、やむを得ない面もありますが、地元産業界や入校生のニーズを見極めつつ、自動車整備課程など民間の養成学校との役割分担を考慮し、今後の学校運営や訓練内容について検討することを求めます。</p>                                   |   |             |
| <p>また、訓練指導員の確保や訓練設備の整備については、民間技術者の外部講師への登用や、民間活用委託訓練事業の実施などにより民間企業の施設・設備等を積極的に活用するなどし、さらに、外部講師の確保が容易になるよう報酬単価を見直してください。</p>   |   |             |

|     |   |                |
|-----|---|----------------|
| 観光部 | 1 (社)信州・長野県観光協会の会費徴収への指導<br><br>(社)信州・長野県観光協会の会費について、県は昨年度と同額の支出をしていますが、市町村等からは平成16年度以降徴収していません。社団法人は原則的に会員からの会費で運営されるべきものであり、平成19年2月9日公表した同協会に対する随時監査における監査委員意見においても会費徴収の検討を要請しています。今後、市町村等の参加意識を高め、一体となって本県の観光行政を推進するため、同協会に対して市町村等から会費徴収を行うよう指導してください。 | 観光企画課<br>観光振興課 |
|     | 2 県外観光情報センターの充実<br><br>県外観光情報センターの観光宣伝業務委託料は、平成17年度と同額の7,092万円が支出されています。観光は本県の主要産業といえるものであり、県外から効果的で実効ある誘客を進めるために県外観光情報センターの果たす役割はますます重要になっています。観光立県の再興を目指して重点的な施策展開を図るため、同センターの充実について検討してください。   |                |
|     | 3 山岳遭難事故防止及び登山案内人研修制度の充実<br><br>登山者の安全確保に資する制度として、県観光案内業条例に基づく登山案内人の許可制度があります。近年、山岳遭難が増加する中で、この許可制度も有効に活用して事故防止を図るために、原則受講することとされている登山案内人能力向上研修について、3年間の許可の有効期間内に受講を義務付けることなどを検討するとともに、危機管理局、教育委員会、警察本部等と連携し、一層の事故防止対策の充実を図ってください。                        |                |
| 農政部 | 1 実情に即した予算措置<br><br>平成16年度以降、修繕費、工事請負費、原材料費への予算流用が多用されています。各試験場や農業大学校などの施設、設備が老朽化しているのに、施設の改修や設備等の更新、維持に必要な予算措置がされなかつたためと考えられます。施設修繕等の必要とされる予算について、実情に沿った予算措置に努めてください。  | 農業技術課          |
|     | 2 他計画と農道整備事業の整合性<br><br>広域営農団地農道整備事業「佐久南部地区」は、中部横断自動車道の整備計画やその進捗を踏まえて計画整備されてきました。平成16年1月中部横断自動車道（佐久JCTから八千穂IC間）が新直轄方式整備区間に変更され、通行料の無料化や新設インターの増加など、農道整備計画の前提が大きく変わってきています。今後の整備に当たって重複投資を避けるため、農業振興計画や地域の道路網整備計画等との整合が図られるよう見直しを検討してください。                 |                |

|     |  |                                       |
|-----|--|---------------------------------------|
|     | <p>3 農業用施設のストックマネージメント</p> <p>気候等に左右されない安定した農業生産と生産基盤を保持するため、農業用施設の維持管理は極めて重要です。とりわけ、これまで国や県で建設されてきた多くの基幹水利施設は、市町村や土地改良区に管理が委ねられ、順次更新時期を迎えようとしています。地域農業の振興に欠くことのできない農業用施設について長寿命化によるライフサイクルコスト低減を図るため、国の補助制度対象施設に限ることなく、必要な農業用施設のストックマネージメントに着手してください。</p>   |                                       |
|     | <p>4 団体営事業等における補助率</p> <p>団体営のかんがい排水事業、中山間総合整備事業、農道整備事業、ため池等整備事業などについては、従前は県の補助率が10%でしたが、平成15年度からは0.5%に引き下げられています。また、市町村が事業主体として行っている林道改良事業についても従前は補助率10%でしたが、15年度からは0.5%に引き下げられています。</p> <p>国の補助率は変更されていないため、地元の負担割合が多くなっていますが、真に必要な事業については、県の補助率にかかわらず事業主体において実施を検討するものと考えられますので、県の補助率の引上げ等を検討する場合には慎重に対応してください。</p> | 農地整備<br>課<br><br>林務部<br><br>林業振興<br>課 |
|     | <p>5 (社) 長野県農業担い手育成基金への貸付</p> <p>平成18年度に長野県農業改良資金特別会計から(社)長野県農業担い手育成基金の就農支援資金特別会計に500万円の貸付金を支出していますが、同基金の特別会計は事業費支出としての貸付額755万円に比べ、5,822万余円と多額の繰越金が発生しています。今後、県からの同基金に対し貸付けを行う場合には、資金需要及び繰越金の状況等を勘案し、貸付の要否を検討してください。</p>   | 農村振興<br>課                             |
| 林務部 | <p>1 間伐計画の着実な推進</p> <p>間伐総合対策は、第6期(平成16~20年度)の計画面積86,000haに対して、平成18年度までに46,321ha、約54%の間伐が終了するなどほぼ順調に推移していますが、地域別の実施状況を見ると達成率に大きな差が生じております。計画の達成に向けて、原因を把握した上での着実な取組みをしてください。</p>   | 森林整備<br>課                             |
|     | <p>2 野生鳥獣被害対策の強化</p> <p>県内の野生鳥獣による農林業被害は、平成18年度16億5,947万余円に達し、とりわけ、ニホンジカによる被害は5億3,290万余円と全体の3割を超え、生息密度の増加や生息域の拡大に伴う自然被害が農林業被害に加え深刻となっています。狩猟者の減少、高齢化が進む厳しい状況を踏まえ、従事者の確保を図りつつ捕獲対策を推進するとともに、被害防除対策やジビエ振興対策などを一層強化してください。</p>   |                                       |